

第 6 号 議 案

令 和 4 年 5 月 31 日
総 務 課
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和4年5月25日付4議事第37号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第116号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
2	第117号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
3	第118号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第119号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
5	第121号議案 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
6	第122号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
7	第123号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
8	第124号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
9	第125号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
10	第126号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
11	第127号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
12	第128号議案 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
13	第129号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
14	第130号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
15	第131号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
16	第139号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
17	第140号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
18	第141号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
目次及び章名 (新設)	【管理監督職勤務上限年齢制等の導入に伴う新設】 定年引上げに伴う各制度の新設を踏まえ、以下の構成とし、目次を追加 第一章 総則（第一条） 第二章 定年制度（第二条—第五条） 第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条—第十二条） 第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十三条） 第五章 雑則（第十四条） 附則
趣 旨 第1条	【管理監督職勤務上限年齢制等の導入に伴う改正】 「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき」 →「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項の規定に基づき」
定 年 第3条	【定年の引上げ】 職員の定年を60歳から65歳に改正
定年による退職の特例 第4条第1項	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う改正】 管理監督職に係る異動期間を延長している職員の勤務延長については、人事委員会の承認を得たときに限るものとする
管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職 第6条（新設）	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲を規定 （例）・管理職手当を支給される職員 ・指定職 ・警視又は警部の階級
管理監督職勤務上限年齢 第7条（新設）	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 管理監督職勤務上限年齢を一部の例外を除き60歳とすることを規定
他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準 第8条（新設）	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理監督職勤務上限年齢による降任に当たり、法律に定めるもののほか遵守すべき事項として以下を規定 ○ 職員の人事評価の結果等に基づき、降任先の標準職務遂行能力等を踏まえた降任をすること、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任をすること 等 ○ 上記の内容について、特定地方警務官の任命についても準用することとし、必要な読替え規定を整備

<p>管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例</p> <p>第9条（新設）</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理監督職勤務上限年齢による降任をすべき職員について、勤務延長と同様の事由があると認めるときは、異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務できることを規定 ○ 上記により異動期間を延長できる場合を除き、特定管理監督職群（人事委員会規則で定める特定の管理監督職）に属する職員について、降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、異動期間を延長し、当該職群内では、引き続き管理監督職として勤務・異動できることを規定 ○ 上記の各異動期間の延長は、人事委員会の承認を得て、1年を超えない期間ごと延長することができる
<p>異動期間の延長等に係る職員の同意</p> <p>第10条（新設）</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】</p> <p>任命権者は、異動期間を延長等する場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定</p>
<p>延長した異動期間の期限の繰上げ</p> <p>第11条（新設）</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】</p> <p>勤務延長と同様の事由が認められることにより異動期間を延長している職員について、特定管理監督職群による異動期間の延長をする場合には、元々の異動期間の期限を繰り上げることができることを規定</p>
<p>異動期間の延長事由が消滅した場合の措置</p> <p>第12条（新設）</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】</p> <p>異動期間を延長した場合に、異動期間を延長する事由が消滅した場合には、原則どおり監督職勤務上限年齢制による降任をするものとすることを規定</p>
<p>定年前再任用短時間勤務職員の任用</p> <p>第13条（新設）</p>	<p>【定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う新設】</p> <p>60歳に達した日以後に退職した者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを規定</p>
<p>雑 則</p> <p>第14条（新設）</p>	<p>この条例の実施に関し必要な事項は人事委員会規則で定める</p>
<p>文 言 整 備</p> <p>第4条第1項 第2項 第4項</p> <p>本体附則第5項</p> <p>別表第1 別表第2 別表第3（削除）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る」 →「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」等 ○ 「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）」 →「職員給与条例」 ○ 「第6条関係」→「第3条関係」 ○ 「前3号」→「前各号」 ○ 63歳の特例定年となる職員を規定していた別表第3を削除

<p>定年に関する経過措置</p> <p>本体附則第7項 (新設)</p> <p>本体附則第8項 (新設)</p>	<p>【定年の段階的引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経過措置として、定年引上げ完成する令和13年度までの間、定年が2年に1歳ずつ引き上げられることを規定 ○ 定年引上げ前から60歳超の特例定年が設定されていた職についての定年の段階的引上げについては、以下のとおりとするを規定 <ul style="list-style-type: none"> (定年引上げ前から定年65歳の職) 最初から定年引上げ完成後まで一貫して65歳 (定年引上げ前の定年が63歳の職) 通常の職員の定年が64歳に引き上がる令和11年度から引上げを開始して64歳となり、通常の職員の定年と同様令和13年度に65歳となる
<p>情報の提供及び勤務の意思の確認</p> <p>本体附則第9項 (新設)</p> <p>第10項 (新設)</p>	<p>【情報提供・意思確認制度の導入に伴う新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 任命権者は当分の間、職員が年齢59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以後に適用される任用・給与等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることを規定 ○ 警視總監は、国家公務員である特定地方警務官についても、同様に情報提供・意思確認を行うことを規定
<p>施行期日</p> <p>附則第1条</p>	<p>令和5年4月1日</p> <p>ただし、附則第9条の規定は公布の日（令和4年6月22日予定）</p>
<p>勤務延長に関する経過措置</p> <p>附則第2条</p>	<p>【勤務延長に関する経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施行日前に勤務延長を行った職員についても、第4条の規定に基づき期限を延長できることを規定 ○ 定年の段階的引き上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定
<p>定年退職者等の再任用に関する経過措置</p> <p>附則第3条</p> <p>附則第4条</p>	<p>【暫定再任用制度の導入に伴う経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年が65歳となるまでの間、定年に達した日以後に退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者等を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期中で採用することができることを規定 ○ この任期中は、勤務実績が良好である場合に、本人の同意を得ることで、65歳に達する年度の末日まで1年ずつ更新することができることを規定 ○ 附則第3条に規定する暫定再任用について、短時間勤務の職でも同様に可能であり、その任期中の更新についても同様であることを規定
<p>令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢</p> <p>附則第5条</p>	<p>【暫定再任用制度の導入に伴う経過措置】</p> <p>改正法附則の第8条第3項の条例で定める職及び年齢を規定</p> <p>職：施行日以後に設置された職及び施行日以後に名称が変更された職 年齢：当該職が施行日前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年の年齢</p>

<p>令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢</p> <p>附則第6条</p>	<p>【暫定再任用制度の導入に伴う経過措置】</p> <p>改正法附則の第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢を規定</p> <p>職：施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に名称が変更された短時間勤務の職</p> <p>年齢：当該職が施行日前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年の年齢</p>
<p>令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員</p> <p>附則第7条</p>	<p>【暫定再任用制度の導入に伴う経過措置】</p> <p>改正法附則の第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者・職員を規定</p> <p>職：施行日以後に設置された職及び施行日以後に名称が変更された職者・職員：当該職が基準日（定年が段階的に引き上がる2年に1度の年の4月1日）前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年に達している者・職員</p>
<p>定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置</p> <p>附則第8条</p>	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う経過措置】</p> <p>定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるが、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないことを規定</p>
<p>令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢</p> <p>附則第9条</p>	<p>【実施の前の準備】</p> <p>施行日前であっても必要な情報提供・意思確認が行えるよう、その対象として基準となる職員の年齢を60歳と規定</p>
<p>職員の再任用に関する条例の廃止</p> <p>附則第10条</p>	<p>定年の引上げに伴い現行の再任用制度を廃止</p>

2 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

<p>項 該 当 条 目 文</p>	<p>内 容</p>
<p>減給の効果</p> <p>第3条第1項 第2項</p>	<p>【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>法第28条の5第1項</u>」 → 「<u>法第22条の4第1項</u>」 ○ 「再任用短時間勤務職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員」 ○ 懲戒発令時点の減給額が、現に受ける給料等の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給料等から減ずる。
<p>施行期日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和5年4月1日</p>

経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用
----------------------	---

3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
この条例の目的 第1条	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う改正】 管理監督職勤務上限年齢による転任に伴う降給を条例の対象から除く旨を規定
この条例の実施に関し必要な事項 第9条ただし書き (新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う改正】 管理監督職勤務上限年齢による降任に関する事項は、人事委員会規則で定める旨を規定
文言整備 第2条第1項 第4条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地方公務員法」の言い換えを整備 ○ 「外」→「ほか」 ○ 「法第28条の5第1項」→「法第22条の4第1項」
経過措置 本体附則第2項 (新設)	当分の間、給料月額7割措置による降給を条例の対象から除く
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
職員の派遣 第2条第1号 第3号 第5号	【現行再任用制度の廃止に伴う改正】 現行再任用制度に関する規定を削除 【文言整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律番号に関する規定を移設 ○ 「一に」→「いずれかに」

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 本体附則第3条	【現行再任用制度の廃止に伴う改正】 派遣することができない職員から暫定再任用職員を除外
施行期日 附則	令和5年4月1日

5 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
職員の派遣 第2条第3項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 ○ 派遣することができない職員から除外されている再任用職員に関する規定を整備 ○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
法第十条第一項に規定する条例で定める職員 第11条第1項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

6 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
職員団体のための職員の行為の制限の特例 第2条第2項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 「 <u>法第28条の5第1項</u> 」→「 <u>法第22条の4第1項</u> 」

施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
規定整備 第2条第3項 第3条第1項 第2項 第4条第1項 第2項 第14条第1項 第19条	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 ○ 「法第28条の5第1項」→「法第22条の4第1項」 ○ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「7」と同様の改正を行う。

9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
育児休業をすることができない職員 第2条第4号(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 異動期間が延長された管理監督職を占める職員を育児休業をすることができない職員に追加
育児短時間勤務をすることができない職員 第6条第4号(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 異動期間が延長された管理監督職を占める職員を育児短時間勤務をすることができない職員に追加

文 言 整 備 第2条第3号 第6条第3号 第13条第1号 第14条第1項	○ 「職員の定年等に関する条例（昭和59年東京都条例第4号）」の言い換えを規定 ○ 「 <u>法第28条の5第1項</u> 」→「 <u>法第22条の4第1項</u> 」 ○ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

10 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

警察法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
趣 旨 第1条	【警察法の改正に伴う規定整備】 「第56条の3」→「第56条の5」
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
初任給及び昇格昇給等の基準 第6条第10項 第6条の2第1項 (削除) 第2項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 ○ 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 = 基準給料月額 × (勤務時間 ÷ 正規の勤務時間) ○ 現行の再任用制度による職員の給料月額に係る規定を削除 ○ 育児短時間勤務職員の給料月額に関する条文に係る規定整備
特 地 勤 務 手 当 等 第13条の3第3項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 退職前の赴任時から特地公署に勤務する定年前再任用短時間勤務職員については当該赴任時から継続して算定
特定職員についての適用除外 第21条の3第3項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 「第9条の3」→「 <u>第6条第2項から第9項まで、第9条の3</u> 」

<p>規 定 整 備</p> <p>第12条第3項第2号 第15条第3項 第21条第3項 第21条の2第2項 第3号 第21条の3第3項 本体附則第7項</p>	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「再任用短時間勤務職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員」 ○ 「再任用職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員」 <p>【文言整備】</p> <p>「非常勤の者」 → 「非常勤職員」</p>
<p>経 過 措 置</p> <p>本体附則第10項 (新設)</p> <p>本体附則第12項 (新設)</p> <p>本体附則第11項 (新設)</p> <p>本体附則第13項 (新設)</p>	<p>【特定日以後の給料月額（給料月額7割措置）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定日：原則60歳に達した日後における最初の4月1日 ○ 特定日以後の給料月額 ＝職員の属する級・号給に応じた額(※)×70/100（100円未満四捨五入） ※ 差額支給者については差額に相当する額を含む <ul style="list-style-type: none"> ○ 給料月額7割措置適用除外者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員 ・ 保健所等の医師、歯科医師、医療福祉系の研究所の所長等 ・ 定年条例9条第1項及び第2項の規定により管理監督職からの異動期間を延長された職員（勤務延長と同様の要件） ・ 定年条例第4条1項又は第2項の規定により勤務延長された職員 ○ 本体附則第10項の規定により降給させる場合において、第6条第8項の降給（3号降号）の規定は適用しない <p>【管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給 <p>管理監督職勤務上限年齢による降任をされ、降任前後で同一の給料表の適用を受ける職員のうち、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が、降任前に受けていた給料月額に70/100を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しない職員に対し、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理監督職勤務上限年齢調整額 ＝（降任前の給料月額×70/100）－（降任後に適用される給料月額）

<p>本体附則第14項 (新設)</p>	<p>○ 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給上限 管理監督職勤務上限年齢調整額は、当該調整額と職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する級の最高号給の給料月額を超えない範囲で支給</p>
<p>本体附則第15項 (新設)</p>	<p>【特定地方警務官の管理監督職勤務上限年齢調整額】</p> <p>○ 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給 国における管理監督職勤務上限年齢に伴って特定地方警務官から職員に任命された者のうち、特定日給料月額が当該任命の前日に受けていた公安職俸給表(一)に定められる俸給月額に70/100を乗じて得た額に達しない職員に対し、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給</p> <p>○ 管理監督職勤務上限年齢調整額 = (任命前の俸給月額×70/100) - (任命後に適用される給料月額)</p>
<p>本体附則第16項 (新設)</p>	<p>○ 支給上限については、附則第14項を読み替えて適用</p>
<p>本体附則第17項 (新設)</p>	<p>○ 引き続き給料表の適用を受ける職員のうち管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、附則第13項及び第14項の規定に準じて算出した額を給料として支給</p> <p>例：指定職から行(一)に役降りした職員</p>
<p>本体附則第18項 (新設)</p>	<p>○ 任用の事情を考慮して管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、本体附則第13項から第18項までの規定に準じて算出した額を給料として支給</p> <p>例：学校、公営企業の管理職から役降りして給与条例適用になった者</p>
<p>本体附則第19項 (新設)</p>	<p>○ 期末手当の算定に当たっては管理監督職勤務上限年齢調整額を含める</p>
<p>本体附則第20項 (新設)</p>	<p>○ 本体附則第10項から第19項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める</p>
<p>給 料 表 別表第 1 第 2 第 5</p>	<p>【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】</p> <p>○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」</p> <p>○ 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算出基準となる額を基準給料月額として規定（金額は現行の再任用職員のものと同様）</p>
<p>施 行 期 日 附則第 1 項</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>職員の勤務延長に関する経過措置 附則第 2 項</p>	<p>本体附則第10項から第20項までの規定は、施行日前に勤務延長されていた職員には適用しない</p>

定年退職者等の再任用に関する経過措置	【暫定再任用制度導入に伴う改正】
附則第3項第1号	○ 暫定再任用職員の給料月額 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額
第2号	○ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額 当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとして以下により算出 $\text{給料月額} = \text{基準給料月額} \times (\text{勤務時間} \div \text{正規の勤務時間})$
第3号	○ 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間 ・常勤 → 暫定再任用職員 ・定年前再任用短時間勤務職員 → 暫定再任用職員 ・常勤 → 定年前再任用短時間勤務職員 → 暫定再任用職員 ⇒いずれの場合も最初の赴任時からの期間を通算 ・暫定再任用職員としての各任期の期間は通算
第4号	○ 暫定再任用職員等及び暫定再任用短時間勤務職員に対する条例の適用 期末手当、勤勉手当、特定職員に対する適用除外の規定について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用
第5号	○ 暫定再任用短時間勤務職員に対する条例の適用 通勤手当、超過勤務手当、地方公務員法第57条の規定に基づく単純労務職員の種類及び基準について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用
第6号	○ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める

12 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「11」と同様の改正を行う。

13 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
定 義 第2条第2項	【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」

経過措置 本体附則第5項 (新設) 本体附則第6項 (新設)	【給料月額7割措置後の教職調整額の基礎となる給料月額】 ○ 学校職員給与条例本体付則第9項による額 ＝職員 _の 属する級・号給に応じた額×70/100 (100円未満四捨五入) ○ 教職調整額の算定に当たっては管理監督職勤務上限年齢調整額を含める
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
定年退職者等の再任用に関する経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

14 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用 第5条第1項 第2項	【給与条例の改正に伴う文言整備】 ○ 「第6条の2第2項」→「第6条の2」 ○ 「 <u>、</u> 第4項及び第10項」→「 <u>及び</u> 第4項」 【学校職員給与条例の改正に伴う文言整備】 ○ 「第8条の2第2項」→「第8条の2」 ○ 「 <u>、</u> 第3項及び第9項」→「 <u>及び</u> 第3項」
施行期日 附則	令和5年4月1日

15 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「14」と同様の改正を行う。

16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																
支給対象 第2条第1項	【定年前提任用短時間勤務制導入に伴う対象外者の規定改正】 「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」																
一般の退職手当 第5条第1項	【役降り者の退職手当の調整額の特例導入に伴う規定整備】 「第7条の規定」→「第7条又は第8条の2の規定」																
給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例 第6条の2第1項	【特定地方警務官の特定任命に係る改正に伴う規定整備】 当該規定によるピーク時特例の適用対象から別の規定が適用される特定任命による特定地方警務官を除く																
特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定 第6条の4の2 (新設)	【特定地方警務官の特定任命に伴う改正】 特定任命により警視庁に採用された特定地方警務官のピーク時特例の適用に係る準用規定																
給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額に係る特例 第6条の5第3項 (新設)	【教育管理職からの管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う改正】 ピーク時特例の適用を受ける者のうち、教育管理職から非教育管理職へ降任（希望降任又は管理監督職勤務上限年齢による降任）した場合に加算となる教職調整額の対象期間を、降任後からとするための読替え規定 ※ 過去に教職調整額を受けていた期間は、対象期間から除外																
管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例 第8条の2（新設）	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う退職手当の調整額の算定方法の特例】 管理監督職勤務上限年齢による降任をした者の退職手当の調整額について、「降任前240月」又は「退職前240月」のいずれか支給額が多い方の額とするため算定方法の規定を読替え 参考：退職手当の調整額算定方法 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">調整額合計点数</p> <p>「降任前 240 月」又は「退職前 240 月」の職責を点数に換算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">主事</td><td style="padding: 2px;">: 10点</td> <td style="padding: 2px;">課長代理</td><td style="padding: 2px;">: 20点</td> <td style="padding: 2px;">課長</td><td style="padding: 2px;">: 30点</td> <td style="padding: 2px;">局長</td><td style="padding: 2px;">: 40~70点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主任</td><td style="padding: 2px;">: 15点</td> <td style="padding: 2px;">統括課代</td><td style="padding: 2px;">: 25点</td> <td style="padding: 2px;">部長</td><td style="padding: 2px;">: 35点</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">×</p> <p style="text-align: center;">調整額単価</p> <p style="text-align: center;">単価は1点当たり1,100円</p> </div>	主事	: 10点	課長代理	: 20点	課長	: 30点	局長	: 40~70点	主任	: 15点	統括課代	: 25点	部長	: 35点		
主事	: 10点	課長代理	: 20点	課長	: 30点	局長	: 40~70点										
主任	: 15点	統括課代	: 25点	部長	: 35点												

<p>失業者の退職手当</p> <p>第13条第4項</p>	<p>【雇用保険法の改正に伴う改正】</p> <p>雇用保険法において、基本手当（失業給付）の受給資格者が事業を開始した場合に、当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例が設けられたことに伴う改正</p> <p>（令和4年7月1日施行予定）</p>
<p>特別区等の職員となつた者の取扱い</p> <p>第14条の4第3項</p>	<p>【定年年齢引上げに伴う改正】</p> <p>定年引上げに伴う年齢引上げ（現行）60歳 →（改正）65歳</p> <p>特別区等の任期の定めのある職員（副区長等や教育長等）へ派遣されている職員が、当該年齢に達した日に退職したものとみなす</p> <p>※ 改正附則第5条で段階的な定年年齢引上げを規定</p>
<p>文 言 整 備</p> <p>第6条第1項</p> <p>第7条第1項</p> <p>第13条第4項</p> <p>第20条の1</p> <p>第22条第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項</p> <p>第5項</p> <p>本体付則第6条の5</p> <p>第2項</p> <p>第6条の5第4項</p> <p>第13条第8項第5号</p> <p>第18条第1項第1号</p> <p>第18条第5項第2号</p> <p>第19条見出し</p> <p>第19条第1項第1号</p> <p>第20条第1項第1号</p> <p>第22条第4項</p> <p>第19条第1項第2号</p> <p>第19条第1項第3号</p> <p>第20条第1項第2号</p> <p>第20条第1項第3号</p> <p>第22条第5項</p>	<p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定義した用語を使用する条項を限定 ○ 「調整額点数」の読替えを削除 ○ 「が、」 → 「が」 ○ 「場合にあつては」 → 「場合には」 ○ 「以下この条において」 → 「以下この項から第6項までにおいて」 ○ 「第6条の4第1項の」及び「同頁の」を削除 <p>【条ずれ等に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第6条の5第3項」 → 「第6条の5第4項」 ○ 「前2項」 → 「前3項」 ○ 「職業安定法第4条第8項」 → 「職業安定法第4条第9項」 <p>【使用文字が常用漢字となつたことに伴う文言整備】</p> <p>「^こ禁錮」 → 「禁錮」</p> <p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う文言整備】</p> <p>「再任用職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員」</p>

経過措置

本体付則第29条

【雇用保険法の改正に伴う地域延長給付の期限の延長】

「令和4年3月31日以前に退職」→「令和7年3月31日以前に退職」
H29の二定改正で設けられた地域延長給付（時限措置）の期限の延長
（令和4年4月1日遡及適用）

※ 地域延長給付

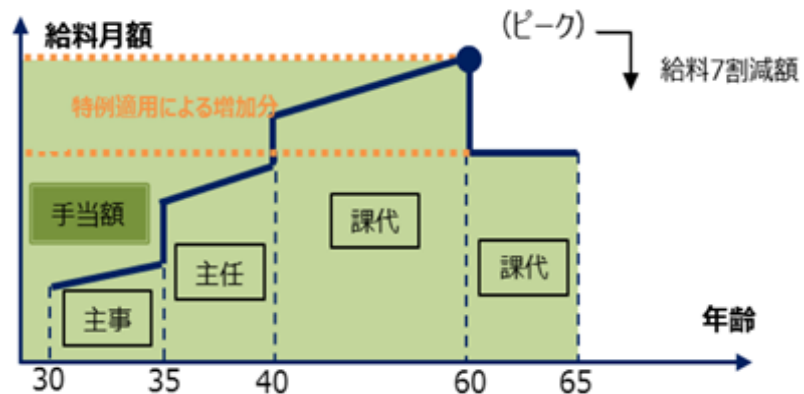
倒産や解雇などの理由により離職した者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職した者（一定の特定理由離職者）で再就職のための職業指導を行うことが適切と認められた者に支給されるもの

本体付則第32条
（新設）

【退職手当の基本額の算定におけるピーク時特例の適用】

定年引上げに伴う給料月額7割措置について、ピーク時特例の適用対象とするため給料月額の減額改定に当たらない旨規定

○ピーク時特例適用（1回）

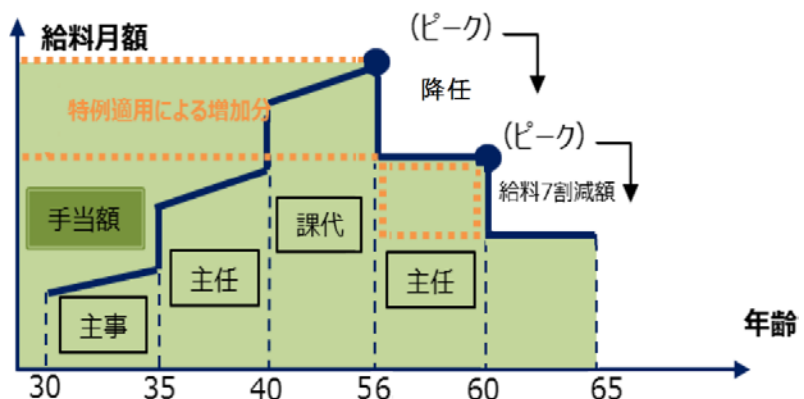


本体付則第33条
（新設）

【退職手当の基本額の算定におけるピーク時特例の適用】

給料月額7割措置に加え、希望降任等を理由に給料月額を減額されたことがある者について、ピーク時特例の適用対象とするための規定整備

○ピーク時特例適用（2回）



本体付則第34条
（新設）

【早期退職割増の割増対象期間に係る読替え規定】

- 早期退職割増の割増対象期間について、現行定年から起算するための読替え規定
- 割増し適用は現行どおり（60歳以降の割増無し）
- 給料月額への割増率：定年1年前につき2%（最大20%）

<p>本体付則第35条 (新設)</p>	<p>【公務上の理由等による退職手当割増のピーク時特例適用の読替え規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ピーク時特例の適用において、公務災害死傷病等により退職した場合に一律10%ずつ割り増す読替え規定 ○ 年齢にかかわらず適用（現行制度を存置）
<p>本体付則第36条 (新設)</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を受ける者の退職手当の計算】</p> <p>管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を受ける者の退職手当の計算の基礎となる給料月額には管理監督職勤務上限年齢調整額を含める</p>
<p>本体付則第37条 (新設)</p>	<p>【給料の調整額に係る加算額の算定方法】</p> <p>給料の調整額の7割措置に伴い、7割措置の前後で期間を分けて算定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>給料の調整額の算定：現行定年以前は10割、61歳以降は現行定年以前の7割に減額</p>
<p>本体付則第38条 (新設)</p>	<p>【教職調整額に係る加算額の算定方法】</p> <p>教職調整額の7割措置に伴い、7割措置前後で期間を分けて算定し、7割措置前は10割、7割措置後は7割で退職手当を計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職調整額 <p>退職時の教職調整額（給料月額の4%）×支給期間に応じた支給率</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教職調整額：60歳以前は給料月額に4%を乗じた額 61歳以降は7割措置後の給料月額に4%を乗じた額</p>
<p>本体付則第39条 (新設)</p>	<p>【ピーク時特例の適用を受けた降任者の教職調整額】</p> <p>役職定年制の導入に伴い、教育管理職から非教育管理職への降任者について、教職調整額の7割措置の前後で分けて加算額を算定するための読替え規定</p>
<p>施 行 期 日 附則第1条</p>	<p>令和5年4月1日</p> <p>ただし、本体付則29条の改正規定は公布の日（令和4年4月1日遡及）</p> <p>第13条第4項の改正規定は令和4年7月1日</p> <p>第13条第8項第5号の改正規定は令和4年10月1日</p> <p>※ いずれも雇用保険法の一部改正に伴う規定</p>
<p>附則第2条</p>	<p>【現行再任用制度の廃止に伴う改正】</p> <p>暫定再任用職員を退職手当の支給対象外とする読替え規定</p>
<p>附則第3条</p>	<p>【雇用保険法の改正に伴う遡及適用】</p> <p>本体付則第29条に定める地域延長給付（時限）の延長に伴い令和4年4月1日付けで遡及適用</p> <p>（改正前）令和3年3月31日→（改正後）令和7年3月31日</p>
<p>附則第4条</p>	<p>【雇用保険法の改正に伴う経過措置】</p> <p>第13条第4項（失業者の退職手当）の規定を施行日（令和4年7月1日）以降に適用させるための規定整備</p>

附則第5条	【特別区等の職員の定年引上げに伴う年齢の段階的引上げ】 第14条の4の定年年齢を段階的に引上げ（60歳→65歳）
-------	---

17 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
通 則 第1条	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う規定整備】 「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
定年退職者等の再任用に関する経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例を適用

18 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

都立病院の業務を行う地方独立行政法人設立に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
特殊勤務手当の種類 第2条第15号から 第19号まで 第43条の4（削除） 第43条の5（削除） 第43条の7（削除） 第43条の8（削除）	【都立病院関係手当の廃止】 ○ 廃止：産科医業務手当、救急医療業務手当、分べん介助業務手当、 新生児担当医業務手当 ○ 「 <u>17</u> 特定看護分野従事手当」→「 <u>15</u> 特定看護分野従事手当」 ○ 廃止する手当に関する条を削除

<p>規 定 整 備</p> <p>第3条第1項 第43条の2第1項 第43条の6第1項 第6条第1項</p> <p>第7条 第37条</p> <p>第22条第1項第1号</p> <p>第44条第1項</p>	<p>【支給範囲の変更に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死体取扱・解剖等業務手当、指導医業務手当、特定看護分野従事手当 「都立病院その他の機関」 →「北療育医療センター若しくは府中療育センター」 等 ○ 防疫等業務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・「都立病院」→「保健所」 ・「治療、看護」→「検体採取、移送」 ・「、又は血液透析若しくはこれに伴う業務に従事したとき」→ 削除 ○ 精神神経疾患診療等業務手当、交替制勤務者等業務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・都立病院に関する支給範囲を記載した号の削除 ・上記による号ずれに伴う文言整備 ○ 放射線・有害物等取扱業務手当 「都立病院、」→ 削除 ○ 「前条」→「第43条の6」
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和4年7月1日</p>
<p>経 過 措 置</p> <p>附則第2項</p>	<p>施行日前に従事した業務について施行日以降に支給する場合 →従前の例による。</p>

東京都人事委員会委員長

青 山 侑 殿

東京都議会議長

三 宅 し げ き

(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 4 年第 2 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 1 6 号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 1 7 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 1 8 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 1 9 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 1 2 1 号議案 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第 1 2 2 号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第 1 2 3 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 第 1 2 4 号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第 1 2 5 号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 10 第 1 2 6 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第 1 2 7 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 第 1 2 8 号議案 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 13 第 1 2 9 号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 14 第 1 3 0 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 第 1 3 1 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 16 第 1 3 9 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 17 第 1 4 0 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 18 第 1 4 1 号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（17頁）
- 3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（19頁）
- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（21頁）
- 5 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（23頁）
- 6 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（24頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（25頁）
- 8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（26頁）
- 9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（27頁）
- 10 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（29頁）
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（30頁）
- 12 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（47頁）
- 13 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（54頁）
- 14 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（56頁）
- 15 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（57頁）
- 16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（58頁）
- 17 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（69頁）
- 18 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（70頁）

第二百二十四号議案

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十二条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十三条）

第五章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項並びに第二十八条の七並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第二項」に改める。
第一条の次に次の章名を付する。

第二百二十四号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条第一項各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。) 第九条の二に規定する給料の特別調整額又は学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号) 第十一条の二及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号) 第三条の二に規定する管理職手当を支給される職員の職

二 職員給与条例別表第六(以下「指定職給料表」という。)の適用を受ける職員の職

三 指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員の職

四 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある警視庁の警察官(第一号に該当する職を除く。)

五 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

一 別表第一に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職

二 別表第二に掲げる職員の職

三 前二号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二第

一項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所の副所長の職に充てられている職員の同項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十三年とする。
(他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

三 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警視総監」と、「法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任」とあるのは「特定任命」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「降任」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないこと。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属す

る管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間

の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日という。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

(雑則)

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第五項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）」を「職員給与条例」に改め、附則に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六十一年

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
-------------------------	------

二 令和四年改正条例による改正前の第三条第三号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（第七条ただし書に規定する職を占める職員にあつては同条ただし書に定める年齢。以下この項において同じ。）に達

する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警視總監は、当分の間、特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第一中「第三条」を「第六条」に改め、同表四の項中「前各号」を「前三号」に改める。
別表第二中「第三条」を「第六条」に改める。

別表第三を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定によ

り延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年に到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合にお

ける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年度到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算し

て五年を経過する日までの間にある者

五 二十年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の

職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達しているもの（新条例第十三条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第六条 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。

以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十三条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十三条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に

達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第十条 職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）は、廃止する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要がある。

第二百二十八号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「範囲で」の下に「、その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の懲戒に関する条例第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必

要がある。

二

第二百二十九号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「反する休職及び降給」の下に「（地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の規定による降給を除く。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「地方公務員法（以下「法」という。）」を「法」に、「外」を「ほか」に改める。

第四条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、法第二十八条の二第一項の規定による降任に関する事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは、「、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の分限に関する条例第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百二十二号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第三条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。）」とする。

附 則

第二百二十二号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

一

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百一十一号議案

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条第三項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百一十一号議案 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

一

第三百三十一号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百二十七号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項及び第二項、第四条、第十四条第一項並びに第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第三百三十九号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書、第五条、第十五条第一項及び第二十条の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百三十号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「昭和五十九年東京都条例第四号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

四 定年条例第九条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第六条第四号において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員

第六条第三号中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）」を「定年条例」に改め、同条に次の一号を加える。

四 定年条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員

第十三条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則

第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、育児休業及び育児短時間勤務の取得対象となる職員の範囲を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第百十六号議案

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行による警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百十七号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第十項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改める。

第六条の二第一項を削り、同条第二項中「、第四項及び第十項」を「及び第四項」に改め、同項を同条とする。

第十二条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の三第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「退職した者又は同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者で退職前」を「採用される前」に、「退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務」を「、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務と」に改める。

第十五条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第三項及び第二十一条の二第二項第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の三第三項中「第九条の三」を「第六条第二項から第九項まで、第九条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第七項ただし書中「非常勤の者」を「非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十一項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第三条第三号に掲げる職員については、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（附則第十三項及び第十五項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給（指定職給料表の適用を受ける職員については、第五条の二の規定により当該職員の受ける号給）に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げる（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げる）ものとする。

11 前項の規定により職員を降給させる場合における第六条第八項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、附則第十項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

12 附則第十項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

- 二 職員の定年等に関する条例第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項各号に掲げる職を占める職員
- 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第十項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 13 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第十七項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第十五項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表（一）に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 附則第十四項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十四項中「前項」とあるのは「第十五項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十三項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十三項及び第十四項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十三項、第十五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第十三項、第十五項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第四項（第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十三項、第十五項、第十七項又は第十八項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第十項から前項までに定めるもののほか、附則第十項の規定による給料月額、附則第十三項の規定による給料その他附則第十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

第百一十七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前 再 任 用 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

別表第一口の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

第百一十七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	208,100	222,400	242,600	274,000

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

第百十 七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前 再 用 時 勤 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	231,600	267,400	284,100	296,000	306,100	321,200	338,100	429,700

別表第五イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

第百一十七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年再用時勤務 定前任短時間 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	289,100	347,300	404,400

別表第五口の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

第百一十七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	200,500	231,700	271,500	313,000

別表第五ハの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

第百一十七号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	204,500	232,900	271,500	313,000

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十項から第二十項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第六条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第五条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第五条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員で特地公署（改正後の条例第十三条の二第一項に規定する特地公署をいう。以下同じ。）に勤務する者のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の六第一項の規定に

より退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き特地公署に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き特地公署に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続き特地公署に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に特地公署に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の条例第十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十一条第三項、第二十一条の二第二項第三号及び第二十一条の三第三項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十二条第三項第二号、第十五条第三項及び附則第七項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、六十歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

第四百十号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「占める者」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第八条第九項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「の再任用職員」を「の定年前再任用短時間勤務職員」に、「掲げる給料月額」を「掲げる基準給料月額」に改め、「応じた額」の下に「に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第八条の二第一項を削り、同条第二項中「、第三項及び第九項」を「及び第三項」に改め、同項を同条とする。

第十四条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条の三第二項中「給料月額」を「給料の月額」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「退職した者又は同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者で退職」を「採用される」に、「退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務」を「、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員として

の勤務と」に改める。

第十七条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第三項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の四第二項中「第十一条の三」を「第八条第二項から第八項まで、第十一条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の九項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定により職員を降給させる場合における第八条第七項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、付則第九項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

11 付則第九項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第六条第二項第一号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項第一号又は第五号に掲げる職を占める職員

- 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において付則第九項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 12 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第九項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十二項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第十二項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 付則第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第九項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 付則第十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十一条第二項、第十五条の四第一項並びに第十五条の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 付則第九項から前項までに定めるもののほか、付則第九項の規定による給料月額、付則第十二項の規定による給料その他付則第九項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「~~再任用職員~~」を「~~再任用職員~~」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

第百 四 十号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	392,500

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第九項から第十七項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額
は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第二条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料
月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第
七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当該
暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東
京都条例第四十五号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定
する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員でへき地学校等（改正後の条例第十五条の二第一項に規定するへき地学校
等をいう。以下同じ。）に勤務する者のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の六第一項の

規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、同法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続きへき地学校等に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続きへき地学校等に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前にへき地学校等に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の条例第十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十四条第三項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項及び第二十四条の四第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十四条第三項第二号及び第十七条第三項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、六十歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

第四百一十一号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

5 給与条例付則第九項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

6 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者となす。

第四百一十一号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、教職調整額の計算の基礎となる給料月額の特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。

第百十八号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二」に、「第四項及び第十項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第八条の二第二項」を「第八条の二」に、「第三項及び第九項」を「及び第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百 十 八号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 一

第百十九号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第六条の二第二項」を「第六条の二」に、「第四項及び第十項」を「及び第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百 十 九号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 一

第二百二十三号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第五条第一項中「第七条」の下に「又は第八条の二」を加える。

第六条第一項中「（以下）」を「（第六条の五第一項及び第四項、付則第六条の五第二項並びに付則第三十七条において）に改める。

第六条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第六条の四の二 第六条の二（前条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第六条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第

百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の変更改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他東京都規則で定める事由」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二第一項の俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)」のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第六条の二第一項第一号の項、第六条の二第二項第二号の項、第六条の二第二項第一号の項及び第六条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。第六条の五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第六条の二の規定の適用を受ける者のうち、同条第一項の東京都規則で定める期間中に学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から前項の教職調整額の適用のある者の職への降任(地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による降任を除く。以下この項において同じ。)をしたものの前項(次項の規定の適用を受ける場合を含む。)の規定の適用については、前項中「教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から教職調整額の適用のある者の職への降任をした日以後、当該教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「(以下「調整額点数」という。)」を削る。
第八条の次に次の一条を加える。

(管理監督職務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第八条の二 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者又は特定任命により職員となつた後に退職した者の前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	次条に	第八条の二の規定により読み替えられた第八条第一項に
	同じ。）	同じ。）のそれぞれの期間ごとに、当該期間
第八条第一項	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に

第十三条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他東京都規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして東京都規則で定める職員が東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の四第三項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第十八条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第六条の五第二項中「第六条の四第一項の」及び「同項の」を削る。

付則第二十九条中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

付則に次の八条を加える。

第三十二条 職員の給与に関する条例附則第十項及び学校職員の給与に関する条例付則第九項の規定による職員の給料月額の改定（次条において「給料月額七割措置」という。）は、第六条の二第一項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第三十三条 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者のうち、第六条の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第三項に定める額とする。ただし、東京都規則で定める場合については、この限りでない。

2 第六条の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「七割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定さ

れた場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する七割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日より後のものに限る。）（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該七割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この条において「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は七割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この条及び付則第三十五条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び付則第三十五条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

- ロ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
 - 三 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第六条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合
 - 3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。
 - 一 四十三以上 上位減額前給料月額に四十三を乗じて得た額
 - 二 四十三未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
 - イ 四十三以上 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - ロ 四十三未満 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第三号ロに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から前項第三号ロに掲げる割合を乗じて得た額の合計額
- 第三十四条 当分の間、第六条の三及び第六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（以下この条及び付則第三十七条において「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条各号に掲げる者以外の者にあつては六十歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第一号及び第二号に掲げる者にあつては六十五歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。」とする。
- 第三十五条 当分の間、第六条の四第一項に規定する者に対する付則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第三十三條 第二項第一号	及び上位減額前給料 月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号	第六條第一項 及び下位減額前給料 月額	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項 並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号イ	第六條第一項 及び下位減額前給料 月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号ロ	第六條第一項 上位減額前給料月額	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項 上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額 の合計額
付則第三十三條 第二項第三号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
付則第三十三條 第二項第三号イ	第六條第一項	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項
付則第三十三條 第二項第三号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額 の合計額

付則第三十三條 第三項	前項の	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する前項の
付則第三十三條 第三項第一号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号イ	上位減額前給料月額 下位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号ロ	上位減額前給料月額 下位減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第三十六條 当分の間、職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員の給与に関する条例付則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

第三十七条 当分の間、調整額の支給を受けた者が、六十歳（令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。）に達した日後における最初の四月一日（以下この条及び次条において「特定日」という。）以後退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条の五第一項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日以後の期間において調整額の支給を受けていない場合は第一号に掲げる額とし、特定日の前日までの期間において調整額の支給を受けていない場合は第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

一 特定日の前日におけるその者の調整額の額に相当する東京都規則で定める額（特定日の前日に調整額の支給を受けていない者については、特定日の前日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日の前日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、特定日の前日までの期間において調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二 退職の日におけるその者の調整額の額（退職の日に調整額の支給を受けていない者については、特定日以後の期間において退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日以後の期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

第三十八条 当分の間、特定日以後退職した場合に、退職時に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条の五第二項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）及び第六条の五第一項の規定（前条の規定の適用を受ける場合は、同条の規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日の前日までの期間において教職調整額の支給を受けていない場合は、第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

- 一 特定日の前日に受けていた教職調整額の額に相当する東京都規則で定める額に特定日の前日までの期間において教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額
 - 二 退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、第六条の五第三項の規定の適用を受ける者について準用する。
- 第三十九条 当分の間、付則第三十三条第一項に規定する者に対する第六条の五第三項の規定の適用については、同項中「第六条の二」とあるのは、「付則第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

- 第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 付則第二十九条の改正規定 公布の日
 - 二 第十三条の改正規定（同条第四項に係る部分に限る。） 令和四年七月一日
 - 三 第十三条の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。） 令和四年十月一日
- 第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定の適用については、同条第一号中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された者」とする。
- 第三条 新条例第十三条第七項（第二号に係る部分に限り、新条例付則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（新条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。）であつて新条例第十三条第一項第

二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が令和四年四月一日以後であるものについて適用する。

第四条 新条例第十三条第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の東京都規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第五条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に退職した者の新条例第十四条の四第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四歳

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

第二百二十五号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百二十六号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号及び第十九号を削る。

第三条第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター若しくは府中療育センター」に改める。

第六条第一項第一号中「都立病院」を「保健所」に、「治療、看護」を「検体採取、移送」に、「感染症病原体」を「又は感染症病原体」に改め、「、又は血液透析若しくはこれに伴う業務に従事したとき」を削る。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第二十二条第一項第一号中「都立病院、」を削る。

第三十七条第一項中「次に掲げる場合」を「交替制勤務に従事する職員その他の職員が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の規定により割り振られた正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において行われる勤務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「一勤務につき三千九百円」に改め、同項各号を削る。

第二百二十六号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第四十三条の二第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五を次のように改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五 削除

第四十三条の六第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の七及び第四十三条の八を次のように改める。

第四十三条の七及び第四十三条の八 削除

第四十四条第一項中「前条」を「第四十三条の六」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都立病院の業務を行う地方独立行政法人を設立することに伴い、特殊勤務手当の種類及び支給範囲を改める必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（16頁）
- 3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（17頁）
- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（19頁）
- 5 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（21頁）
- 6 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（23頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（24頁）
- 8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（27頁）
- 9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（30頁）
- 10 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（32頁）
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（33頁）
- 12 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（45頁）
- 13 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（54頁）
- 14 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（55頁）
- 15 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（57頁）
- 16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（58頁）
- 17 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（79頁）
- 18 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（80頁）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 定年制度（第二条―第五条）</p> <p>第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十二条）</p> <p>第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項並びに第二十八條の七並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條の四第二項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の定年等</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第二章 定年制度</p> <p>第二条 （現行のとおり）</p> <p>（定年）</p> <p>第三条 職員の定年は、<u>年齢六十五年とする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（趣旨）</p> <p>（新設）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の二第一項から第三項まで及び第二十八條の三の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の定年等</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（定年）</p> <p>第三条 職員の定年は、<u>年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</u></p>

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある
と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る
定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限
を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職
務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。た
だし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間
(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次
項において同じ。) (これらの規定により延長された期間を
含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理
監督職(第六条第一項各号に規定する職をいう。以下この条
及び次章において同じ。)を占めている職員については、第
九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した
場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会
の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が
占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算
して三年を超えないことできない。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするもの
であるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補
充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるこ

一 別表第一に掲げる施設等において医療業務に従事する医
師及び歯科医師 年齢六十五年

二 別表第二に掲げる職員 年齢六十五年

三 別表第三に掲げる職員 年齢六十三年

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により
退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに
該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日
から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員
を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができ
る。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするもの
であるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支
障が生ずるとき。

と。

- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (現行のとおり)

- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- 三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第五条 (現行のとおり)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。) 第九条の二に規定する給料の特別調整額又は学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号) 第十一条の二及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号) 第三条の二に規定する管理職手当を支給される職員の職
 - 二 職員給与条例別表第六(以下「指定職給料表」という。)の適用を受ける職員の職
 - 三 指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員の職
 - 四 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある警視庁の警察官(第一号に該当する職を除く。)
 - 五 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職
- 2| 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。
- 一 別表第一に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職
 - 二 別表第二に掲げる職員の職

第五条 (略)

(新設)

(新設)

三 前二号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二第一項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所の副所長の職に充てられている職員の同項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十三年とする。

(他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(新設)

(新設)

三 当該職員以外の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警視總監」と、「法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第二項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任」とあるのは「特定任命」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占

(新設)

める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 | 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き

続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3) 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができるときは、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理

監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長し

（新設）

（新設）

（新設）

た場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

(雑則)

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

附 則

1 から4まで (現行のとおり)

5 昭和六十年三月三十一日から昭和六十二年三月三十一日までの間における職員給与条例に規定する公安職給料表の適用を受ける者(附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。)の定年は、第三条本文の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる日又は期間の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

6 (現行のとおり)

(定年に関する経過措置)

7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に

附 則

1 から4まで (略)

5 昭和六十年三月三十一日から昭和六十二年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)に規定する公安職給料表の適用を受ける者(附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。)の定年は、第三条本文の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる日又は期間の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

6 (略)

(新設)

(新設)

において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
-------------------------	------

二 令和四年改正条例による改正前の第三条第三号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年

（新設）

齢六十年（第七条ただし書に規定する職を占める職員にあつては同条ただし書に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警視総監は、当分の間、特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第一（第六条関係）

一から三まで（現行のとおり）

（新設）

別表第一（第三条関係）

一から三まで（略）

四 前三号に掲げる施設のほか、人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等
別表第二(第六条関係) (現行のとおり)
(削除)

四 前各号に掲げる施設のほか、人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等
別表第二(第三条関係) (略)
別表第三(第三条関係)
人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所の副所長の職に
充てられている職員

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （減給の効果）</p> <p>第三条 常勤職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額の五分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。</p> <p>2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>第四条から第六条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （減給の効果）</p> <p>第三条 常勤職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で給料及び地域手当の合計額の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対する減給は、一日以上六月以下の範囲で報酬の額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>第四条から第六条まで（略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の意に反する休職及び降給（<u>地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の規定による降給を除く。以下同じ。）の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>（休職及び降給の事由）</p> <p>第二条 <u>法第二十八条第二項に定める事由によるほか、職員が人事委員会規則で定める事由に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。</u></p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第三条 （現行のとおり）</p> <p>（休職の期間）</p> <p>第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は、三年（非常勤職員（<u>法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）にあつては、一年。以下この項及び次項において同じ。）を超</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。</p> <p>（休職及び降給の事由）</p> <p>第二条 <u>地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条第二項に定める事由による外、職員が人事委員会規則で定める事由に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（休職の期間）</p> <p>第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は、三年（非常勤職員（<u>法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）にあつては、一年。以下この項及び次項において同じ。）を超</p>

えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職した日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2から4まで (現行のとおり)

第五条から第八条まで (現行のとおり)

第九条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会の承認を経て、任命権者が定める。ただし、法第二十八条の第二項の規定による降任に関する事項は、人事委員会規則で定める。

附則

1 (現行のとおり)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)附則第十項、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)付則第九項又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは、「職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)附則第十項、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)付則第九項及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)附則第四項の規定による降給」とする。

えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職した日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2から4まで (略)

第五条から第八条まで (略)

第九条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会の承認を経て、任命権者が定める。

附則

1 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の派遣）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会の承認を得て規則で定める職員を除く。）</p> <p>四（現行のとおり）</p> <p>五 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号。以下「休職規則」という。）<u>第二條各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号のいづれかに掲げる事由に</u></p>	<p>第一条（略） （職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会の承認を得て規則で定める職員を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>五 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号。以下「休職規則」という。）<u>第二條各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号の一に掲げる事由に該当して停職</u></p>

該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

第三条から第十条まで (現行のとおり)

附則

第一条及び第二条 (現行のとおり)

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第三条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)

附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員を除く。)」とする。

にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

第三条から第十条まで (略)

附則

第一条及び第二条 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の派遣）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第三条</u>第一項若しくは第二項又は<u>第四条</u>の規定により採用された職員（以下「<u>任期付職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第三条から第十条まで（現行のとおり） （法第十条第一項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第十一条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八条</u>の五第一項又は<u>第二十八条</u>の六第一項若しくは<u>第二項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第三条</u>第一項若しくは第二項又は<u>第四条</u>の規定により採用された職員（以下「<u>任期付職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第三条から第十条まで（略） （法第十条第一項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第十一条（略）</p>

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め
て任用される職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期
付職員を除く。)

二 (現行のとおり)

第十二条から第二十条まで (現行のとおり)

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め
て任用される職員(再任用職員及び任期付職員を除く。)

二 (略)

第十二条から第二十条まで (略)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 一から四まで（現行のとおり）</p> <p>2 前項第二号及び第四号の規定は、非常勤職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）には適用しない。</p>	<p>第一条（略） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 一から四まで（略）</p> <p>2 前項第二号及び第四号の規定は、非常勤職員（法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）には適用しない。</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （一週間の正規の勤務時間）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4（現行のとおり） （正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 任命権者は、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの五日間（以下「平日」という。）において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 任命権者は、任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）又は職務の性質により特別の勤務形態に</p>	<p>第一条（略） （一週間の正規の勤務時間）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4（略） （正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 任命権者は、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの五日間（以下「平日」という。）において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 任命権者は、任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）又は職務の性質により特別の勤務形態によつて</p>

よって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

3 (現行のとおり)
(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、平日において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができるものとし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)

勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)
(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、平日において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができるものとし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける

を設けるときは、この限りでない。

第五条から第十三条まで (現行のとおり)

(年次有給休暇)

第十四条 年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、二十日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で東京都規則で定める日数)とする。

2から5まで (現行のとおり)

第十五条から第十八条まで (現行のとおり)

(非常勤職員に対する特例)

第十九条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

第二十条 (現行のとおり)

ときは、この限りでない。

第五条から第十三条まで (略)

(年次有給休暇)

第十四条 年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、二十日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で東京都規則で定める日数)とする。

2から5まで (略)

第十五条から第十八条まで (略)

(非常勤職員に対する特例)

第十九条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

第二十条 (略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （一週間の正規の勤務時間） 第三条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が別に定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（正規の勤務時間の割振り） 第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>第一条及び第二条（略） （一週間の正規の勤務時間） 第三条（略） 2（略） 3 地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が別に定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（再任用短時間勤務職員にあつては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（正規の勤務時間の割振り） 第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>

2及び3 (現行のとおり)

第四条の二 (現行のとおり)

(週休日)

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設けるときは、この限りでない。

第六条から第十四条まで (現行のとおり)

(年次有給休暇)

第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考

2及び3 (略)

第四条の二 (略)

(週休日)

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設けるときは、この限りでない。

第六条から第十四条まで (略)

(年次有給休暇)

第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二

<p> 慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。 2から5まで (現行のとおり) 第十六条から第二十条まで (現行のとおり) (非常勤職員に対する特例) 第二十条の二 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 第二十一条 (現行のとおり) </p>	<p> 十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。 2から5まで (略) 第十六条から第二十条まで (略) (非常勤職員に対する特例) 第二十条の二 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 第二十一条 (略) </p>
--	---

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号。以下「定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>四 定年条例第九条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第六条第四号において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第二条の二から第五条まで（現行のとおり） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第六条（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>四 定年条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第七条から第十二条まで（現行のとおり） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十三条（現行のとおり） 一 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四</p>	<p>第一条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（略） 一及び二（略） 三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（新設）</p> <p>第二条の二から第五条まで（略） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第六条（略） 一及び二（略） 三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）<u>第四</u>条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（新設）</p> <p>第七条から第十二条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十三条（略） 一 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五</p>

<p>第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「<u>企業等職員</u>」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「<u>単純労務職員</u>」という。）で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第十五条から第十九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「<u>企業等職員</u>」という。）及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「<u>単純労務職員</u>」という。）で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第十五条から第十九条まで（略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項、第三十八条の六第一項及び第二項並びに第六十五条の規定に基づき、職員（法第三十八条の二第一項に規定する職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條の五の規定により法第四条第一項に規定する職員とみなされる警察法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十八条まで（現行のとおり）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項、第三十八条の六第一項及び第二項並びに第六十五条の規定に基づき、職員（法第三十八条の二第一項に規定する職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條の三の規定により法第四条第一項に規定する職員とみなされる警察法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十八条まで（略）</p>

<p>第一条から第五条の二まで（現行のとおり） （初任給及び昇格昇給等の基準） 第六条（現行のとおり） 2から9まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条の二まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準） 第六条（略） 2から9まで（略）</p>
<p>10 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第六條の二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第五條第一項及び第三項、第五條の二並びに前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>10 地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第六條の二 地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第五條の二及び前条第十項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第五條第一項及び第三項、第五條の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、</p>

第七条から第十一条の三まで (現行のとおり)

(通勤手当)

第十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第七に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給月数を乗じて得た額

三 (現行のとおり)

4 から7まで (現行のとおり)

第十二条の二から第十三条の二まで (現行のとおり)

第十三条の三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 定年前再任用短時間勤務職員で特地方公署に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き特地方公署に勤務するものにあつては、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続きものとみなして、前二項の規定を適用する。

これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条から第十一条の三まで (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第七に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給月数を乗じて得た額

三 (略)

4 から7まで (略)

第十二条の二から第十三条の二まで (略)

第十三条の三 (略)

2 (略)

3 再任用職員で特地方公署に勤務する者のうち、地方公務員法第二十八條の二第一項の規定により退職した者又は同法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き特地方公署に勤務するものにあつては退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者

- 4 (現行のとおり)
- 第十四条 (現行のとおり)
(超過勤務手当)
- 第十五条 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過した勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは「百分の百」とする。
- 4 から7まで (現行のとおり)
- 第十六条から第二十条まで (現行のとおり)
(期末手当)
- 第二十一条 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項中「百分の九十」とあるのは

- にあつては再任用の各任期における勤務が引き続きものとみなして、前二項の規定を適用する。
- 4 (略)
- 第十四条 (略)
(超過勤務手当)
- 第十五条 (略)
- 2 (略)
- 3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超過した勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは「百分の百」とする。
- 4 から7まで (略)
- 第十六条から第二十条まで (略)
(期末手当)
- 第二十一条 (略)
- 2 (略)
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、

「百分の五十七・五」と、同表四の項中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

4及び5 (現行のとおり)

(勤勉手当)

第二十一条の二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に百分の五十(行)四級等職員及び行(一)五級等職員にあつては百分の六十、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十五)を乗じて得た額の総額

3及び4 (現行のとおり)

第二十一条の二の二から第二十一条の二の五まで (現行のとおり)

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 第六条第二項から第九項まで、第九条の三から第十一条まで、第十一条の三及び次条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4から6まで (現行のとおり)

第二十二条から第二十三条まで (現行のとおり)

附則

同表四の項中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の五十(行)四級等職員及び行(一)五級等職員にあつては百分の六十、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十五)を乗じて得た額の総額

3及び4 (略)

第二十一条の二の二から第二十一条の二の五まで (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 第九条の三から第十一条まで、第十一条の三及び次条の規定は、再任用職員には適用しない。

4から6まで (略)

第二十二条から第二十三条まで (略)

附則

1から6まで (現行のとおり)

7 地方公務員法第五十七条の規定に基づく単純な労務に雇用される者(以下この項において「単純労務職員」という。)の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。ただし、単純労務職員のうち、非常勤職員(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び定年前再任用短時間勤務職員)であるものを除く。)の給与の種類及び基準については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)の規定を準用する。

8及び9 (現行のとおり)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第〇号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十一年東京都条例第四号)第三条第三号に掲げる職員については、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日(附則第十三項及び第十五項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給(指定職給料表の適用を受ける職員については、第五条の二の規定により当該職員が受ける号給)に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に百分の七十を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、五十円未満の端数を生じた

1から6まで (略)

7 地方公務員法第五十七条の規定に基づく単純な労務に雇用される者(以下この項において「単純労務職員」という。)の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。ただし、単純労務職員のうち、非常勤の者(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び再任用短時間勤務職員)であるものを除く。)の給与の種類及び基準については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)の規定を準用する。

8及び9 (略)

(新設)

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げる（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げる）ものとする。

11 前項の規定により職員を降給させる場合における第六条第八項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、附則第十項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

12 附則第十項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項各号に掲げる職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第十項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 地方公務員法第二十八条の二第二項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第十七項において「異動日」という。）の前日

（新設）

（新設）

（新設）

から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第十五項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（新設）

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（新設）

15 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表（一）に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端

数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 附則第十四項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十四項中「前項」とあるのは「第十項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十三項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十三項及び第十四項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十三項、第十五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第十三項、第十五項又は前二項の規定による給料を支給

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

される職員に対する第二十一条第四項（第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十三項、第十五項、第十七項又は第十八項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第十項から前項までに定めるもののほか、附則第十項の規定による給料月額、附則第十三項の規定による給料その他附則第十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（新設）

別表第二（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 任用 職員 (現行のとおり)		円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)
定年 任用 職員 以外 の職員		準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)	準備給料月額 円 (現行のとおり)

備考（現行のとおり）

別表第三及び別表第四（現行のとおり）

別表第二（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 任用 職員 (略)		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年 任用 職員 以外 の職員		準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)	準備給料月額 円 (略)

備考（略）

別表第三及び別表第四（略）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））に限る。以下同じ。） 実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三条から第七條まで（現行のとおり）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第八條（現行のとおり）</p> <p>2から8まで（現行のとおり）</p> <p>9 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。） 実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条から第七條まで（略）</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第八條（略）</p> <p>2から8まで（略）</p> <p>9 地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>

第八条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律
第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に
規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定に
よる短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職
員等」という。）の給料月額、第七条並びに前条第一項及び第
三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務
時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間
を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
とする。

第九条から第十三条の三まで（現行のとおり）

（通勤手当）

第十四条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及
び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額
（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のう
ち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職

第八条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間
勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」とい
う。）の給料月額は、前条第九項の規定にかかわらず、これらの
規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により
定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で
除して得た数を乗じて得た額とする。

2| 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十
号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定す
る育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短
時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」
という。）の給料月額は、第七条並びに前条第一項、第三項及び
第九項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤
務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時
間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た
額とする。

第九条から第十三条の三まで（略）

（通勤手当）

第十四条（略）

2（略）

3（略）

一（略）

二 第一項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及
び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額
（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一
箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会が定める職員にあ

員にあつては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給月数を乗じて得た額

三 (現行のとおり)

4 から7まで (現行のとおり)

第十四条の二から第十五条の二まで (現行のとおり)

第十五条の三 (現行のとおり)

2 へき地手当に準ずる手当は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより、前項に定める異動又は採用に伴つて住居を移転した日から、当該異動又は採用の日から起算して三年に達する日までの期間(当該異動又は採用の日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、同日から起算して八年以内の期間)、当該職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の四を超えない範囲内で支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員でへき地学校等に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続きものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 (現行のとおり)

第十五条の四から第十六条まで (現行のとおり)

(超過勤務手当)

第十七条 (現行のとおり)

つては、その額から、その額に人事委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給月数を乗じて得た額

三 (略)

4 から7まで (略)

第十四条の二から第十五条の二まで (略)

第十五条の三 (略)

2 へき地手当に準ずる手当は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより、前項に定める異動又は採用に伴つて住居を移転した日から、当該異動又は採用の日から起算して三年に達する日までの期間(当該異動又は採用の日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、同日から起算して八年以内の期間)、当該職員の給料月額と扶養手当の月額との合計額の百分の四を超えない範囲内で支給する。

3 再任用職員でへき地学校等に勤務する者のうち、地方公務員法第二十八條の二第一項の規定により退職した者又は同法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務が引き続きものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 (略)

第十五条の四から第十六条まで (略)

(超過勤務手当)

第十七条 (略)

2 (現行のとおり)

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 から7まで (現行のとおり)

第十八条から第二十三条まで (現行のとおり)

(期末手当)

第二十四条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4 及び5 (現行のとおり)

(勤勉手当)

第二十四条の二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

4 から7まで (略)

第十八条から第二十三条まで (略)

(期末手当)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4 及び5 (略)

(勤勉手当)

第二十四条の二 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月

当該職員の給与月額に百分の百二・五（教育五級等職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に百分の五十（教育五級等職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3及び4 （現行のとおり）

第二十四条の二の二から第二十四条の二の五まで （現行のとおり）

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 （現行のとおり）

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千五百七十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 から5まで （現行のとおり）

（特定職員についての適用除外）

第二十四条の四 （現行のとおり）

2 第八条第二項から第八項まで、第十一条の三から第十三条まで及び第十三条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 （現行のとおり）

第二十四条の五及び第二十五条 （現行のとおり）

付則

1 から8まで （現行のとおり）

額に百分の百二・五（教育五級等職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の五十（教育五級等職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3及び4 （略）

第二十四条の二の二から第二十四条の二の五まで （略）

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 （略）

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千五百七十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 から5まで （略）

（特定職員についての適用除外）

第二十四条の四 （略）

2 第十一条の三から第十三条まで及び第十三条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

3 （略）

第二十四条の五及び第二十五条 （略）

付則

1 から8まで （略）

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

（新設）

10 前項の規定により職員を降給させる場合における第八条第七項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、付則第九項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

（新設）

11 付則第九項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第六条第二項第一号に掲げる職を占める職員
- 三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項第一号又は第五号に掲げる職を占める職員

（新設）

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において付則第九項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第

（新設）

（新設）

（新設）

九項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十二項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第十二項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 付則第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第九項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 付則第十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十一条第二項、第十五条の四第一項並びに第十五条の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 付則第九項から前項までに定めるもののほか、付則第九項の規定による給料月額、付則第十二項の規定による給料その他付則第九項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一（現行のとおり）

（新設）

（新設）

（新設）

別表第一（略）

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年制再任用用短期勤務職員の 職務以外の職員	(現行のとおり)	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円	基礎給料月額 円
定年制再任用用短期勤務職員	(現行のとおり)	円	円	円	円	円	円

別表第二（第7条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用職員以外の職員	(略)	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三（現行のとおり）

別表第三（略）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第三条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1 から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 給与条例付則第九項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額、同項の規定により算出された額とする。</p> <p>6 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第三条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1 から4まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案

現 行

第一条から第四条まで（現行のとおり）

第一条から第四条まで（略）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二、第二十一条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二十二條第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二十二條第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項

の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二中「第七条並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二條第三項及び第二十三條中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (現行のとおり)

の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二條第三項及び第二十三條中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (略)

改 正 案	現 行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二 条第一項、第三条、<u>第六条の二</u>、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条 の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規 定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは 「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び 給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期 付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規 定」と、<u>第六条の二</u>中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第 一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員 採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指 定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職 員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第 三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」 と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」 とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例 及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百 分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十一条の三第二項 中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二 条第一項、第三条、<u>第六条の二第二項</u>、第十八条の三第一項及び第三項、第 十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二 項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあ るのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用 及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任 期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三 条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の 規定」と、<u>第六条の二第二項</u>中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並び に前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは 「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八 条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあ るのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付 研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は 第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条 及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」 とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第 二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、 第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」 とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （支給対象）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された者</p> <p>二から七まで（現行のとおり）</p> <p>第三条から第四条の二まで（現行のとおり） （一般の退職手当）</p> <p>第五条 退職した者に対する退職手当の額は、<u>第六条から第六</u>条の五までの規定により計算した退職手当の基本額に、<u>第七条又は第八</u>条の二の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五条の二（現行のとおり） （退職手当の基本額）</p> <p>第六条 退職した者（<u>第十七条第一項各号に掲げる者を含む。</u>次条第一項において同じ。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）<u>第九条の規定及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）</u>第十一条の規定に基づく給料の調整額（<u>第六条の五第一項及び第四項、</u></p>	<p>第一条（略） （支給対象）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二</u>項の規定により採用された者</p> <p>二から七まで（略）</p> <p>第三条から第四条の二まで（略） （一般の退職手当）</p> <p>第五条 退職した者に対する退職手当の額は、<u>第六条から第六</u>条の五までの規定により計算した退職手当の基本額に、<u>第七条の規定</u>により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条の二（略） （退職手当の基本額）</p> <p>第六条 退職した者（<u>第十七条第一項各号に掲げる者を含む。</u>次条第一項において同じ。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）<u>第九条の規定及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）</u>第十一条の規定に基づく給料の調整額（以下「調整額」という。）を除</p>

付則第六条の五第二項並びに付則第三十七条において「調整額」という。）を除く。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 (現行のとおり)

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の二 退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間(第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)(その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。))の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)(のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。))が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

く。以下同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 (略)

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の二 退職した者の基礎在職期間(第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。)(のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)(その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。))の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)(のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。))が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一及び二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第六条の三及び第六条の四 (現行のとおり)

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第六条の四の二 第六条の二(前条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第六条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」その他東京都規則で定める事由」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二第一項の俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、

一及び二 (略)

2 (略)

第六条の三及び第六条の四 (略)

(新設)

この限りでない。)のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第六条の二第一項第一号の項、第六条の二第一項第二号の項、第六条の二第二項第一号の項及び第六条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

例 (給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額に係る特

第六条の五 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3| 第六条の二の規定の適用を受ける者のうち、同条第一項の東京都規則で定める期間中に学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から前項の教職調整額の適用のある者の職への降任(地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による降任を除く。以下この項において同じ。)をしたものの前項(次項の規定の適用を受ける場合を含む。)の規定の適用については、前項中「教職調整額を受けていた期間を第六条の規定の適用とみなして得た支給割合」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から教職調整額の適用のある者の職への降任をした日以後、当該教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」と読み替えるものとする。

4| 第十条第五項の規定により勤続期間が通算されることと定められている東京都公営企業、特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都公営企業、特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前三項の調整額及び教職調整額(以下

例 (給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額に係る特

例)

第六条の五 (略)

2 (略)

(新設)

3| 第十条第五項の規定により勤続期間が通算されることと定められている東京都公営企業、特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都公営企業、特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前二項の調整額及び教職調整額(以下

「調整額等」という。)と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前三項の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

(退職手当の調整額)

第七条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数一点につき千百円を乗じた額とする。

一から十三まで (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

第八条 (現行のとおり)

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第八条の二 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者又は特定任命により職員となつた後に退職した者の前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	次条に	第八条の二の規定により読み替えられた第八条第一項に
	同じ。)	同じ。)
その者の調整額	当該期間	当該期間

「調整額等」という。)と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前二項の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

(退職手当の調整額)

第七条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)一点につき千百円を乗じた額とする。

一から十三まで (略)

2から4まで (略)

第八条 (略)

(新設)

<p>第九條から第十二條まで (失業者の退職手当) 第十三條 (現行のとおり) 2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の東京都規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第</p>	<p>期間の 合計した点数</p>	<p>合計した点数を計算し、多い方の 点数に</p>
	<p>第八条第一項 として、</p>	<p>として二十年前までの期間又は地方公務員法第二十八条の第二項に規定する他の職への降任をされた日若しくは特定任命により職員となつた日の前日の属する月の末日を起算日として</p>

<p>第九條から第十二條まで (失業者の退職手当) 第十三條 (略) 2及び3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の東京都規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第</p>	<p>期間の 合計した点数</p>	<p>合計した点数を計算し、多い方の 点数に</p>
<p>第八条第一項 として、</p>	<p>として二十年前までの期間又は地方公務員法第二十八条の第二項に規定する他の職への降任をされた日若しくは特定任命により職員となつた日の前日の属する月の末日を起算日として</p>	

四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他東京都規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして東京都規則で定める職員が東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5から7まで（現行のとおり）

8（現行のとおり）

一から四まで（現行のとおり）

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六（現行のとおり）

9から14まで（現行のとおり）

第十四条から第十四条の三まで（現行のとおり）

（特別区等の職員となつた者の取扱い）

第十四条の四（現行のとおり）

2（現行のとおり）

四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

5から7まで（略）

8（略）

一から四まで（略）

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六（略）

9から14まで（略）

第十四条から第十四条の三まで（略）

（特別区等の職員となつた者の取扱い）

第十四条の四（略）

2（略）

3 第一項の特別区等の職員が在職中六十五歳に達した場合には、当該年齢に達した日に退職したものとみなして前項の規定を適用する。

4 (現行のとおり)

第十五条から第十七条まで (現行のとおり)

(退職手当の支払の差止め)

第十八条 (現行のとおり)

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

3 第一項の特別区等の職員が在職中六十歳に達した場合には、当該年齢に達した日に退職したものとみなして前項の規定を適用する。

4 (略)

第十五条から第十七条まで (略)

(退職手当の支払の差止め)

第十八条 (略)

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

2から4まで (略)

5 (略)

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (現行のとおり)

6から10まで (現行のとおり)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十九条 (現行のとおり)

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2から6まで (現行のとおり)

(退職をした者の退職手当の返納)

第二十条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十七条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の

三 (略)

6から10まで (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十九条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第二十条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十七条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の

生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十二條において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十二條において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に
関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで （現行のとおり）

第二十一条 （現行のとおり）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第二十二条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条

生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十二條において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十二條において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に
関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで （略）

第二十一条 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第二十二条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条

において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十条第五項又は前条第三項において準用する東京都行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基

において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十条第五項又は前条第三項において準用する東京都行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基

礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十八条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、

礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十八条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、

当該退職をした者が当該刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に~~関し~~定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に~~関し~~定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6から8まで （現行のとおり）
第二十三条から第二十五条まで （現行のとおり）

付 則

第一条から第六条の四まで （現行のとおり）
第六条の五 （現行のとおり）

2 前項の在職期間内に同公社の規定により調整額と同様のものを

日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に~~関し~~禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に~~あつては~~、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に~~関し~~再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に~~関し~~再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に~~あつては~~、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6から8まで （略）
第二十三条から第二十五条まで （略）

付 則

第一条から第六条の四まで （略）
第六条の五 （略）

2 前項の在職期間内に同公社の規定により~~第六条の四第一項の調~~

受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は、調整額を受けていた期間及び額とみなす。

第七条から第二十八条まで (現行のとおり)

第二十九条 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条まで

第二十八条まで及び附則第五条

ロ (現行のとおり)

ロ及びハ (現行のとおり)

第三十条及び第三十一条 (現行のとおり)

第三十二条 職員の給与に関する条例附則第十項及び学校職員の給与に関する条例附則第九項の規定による職員の給料月額改定(次条において「給料月額七割措置」という。)は、第六条の二第一項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第三十三条 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者のうち、第六条の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第三項に定める額とする。ただし、東京都規則で定める場合については、この限りでない。

2 | 第六条の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由

(給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「七割措置減額日」という。))における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた

整額と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は、同項の調整額を受けていた期間及び額とみなす。

第七条から第二十八条まで (略)

第二十九条 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条まで

第二十八条まで及び附則第五条

ロ (略)

ロ及びハ (略)

第三十条及び第三十一条 (略)

(新設)

(新設)

日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する七割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日より後のものに限る。）（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該七割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この条において「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は七割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この条及び付則第三十五条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位

減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び付則第三十五条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

三 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第六条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- 一 四十三以上 上位減額前給料月額に四十三を乗じて得た額
- 二 四十三未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
 - イ 四十三以上 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - ロ 四十三未満 上位減額前給料月額に前項第一号ロに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第三号ロに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から前項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第三十四条 当分の間、第六条の三及び第六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（職員

の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（以下この条及び付則第三十七条において「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条各号に掲げる者以外の者にあつては六十歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第一号及び第二号に掲げる者にあつては六十五歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。）とする。

第三十五条 当分の間、第六条の四第一項に規定する者に対する付則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）

（新設）

付則第三十三條 第二項第一号	及び上位減額前 給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当 該上位減額前給料月額に百分の十 を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第六條第一項	第六條第一項	付則第三十五條の規定により読み 替えて適用する第六條第一項
付則第三十三條 及び下位減額前 給料月額	及び下位減額前 給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当 該下位減額前給料月額に百分の十 を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号イ	及び下位減額前 給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当 該下位減額前給料月額に百分の十 を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第六條第一項	第六條第一項	付則第三十五條の規定により読み 替えて適用する第六條第一項
付則第三十三條 上位減額前給料 月額	上位減額前給料 月額	上位減額前給料月額及び当該上位 減額前給料月額に百分の十を乗じ て得た額の合計額
付則第三十三條 給料月額に、	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に百分 の十を乗じて得た額の合計額に、
付則第三十三條 第二項第三号	第六條第一項	付則第三十五條の規定により読み 替えて適用する第六條第一項
付則第三十三條 下位減額前給料 月額	下位減額前給料 月額	下位減額前給料月額及び当該下位 減額前給料月額に百分の十を乗じ て得た額の合計額
付則第三十三條 前項の	前項の	付則第三十五條の規定により読み 替えて適用する前項の
第三項		

付則第三十三條 第三項第一号	上位減額前給料 月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	上位減額前給料月額	減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号イ	上位減額前給料 月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号ロ	上位減額前給料 月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第三十六條 第三項第一号	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第三十六條 当分の間、職員の給与に関する条例附則第十三項、第十
五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員の給与に関する条例
付則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料を支給
される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と
これらの規定による給料の額との合計額とする。

第三十七條 当分の間、調整額の支給を受けた者が、六十歳（令和四
年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳と

(新設)

(新設)

する。)に達した日後における最初の四月一日(以下この条及び次条において「特定日」という。)以後退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条の五第一項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定(付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定)により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額(特定日以後の期間において調整額の支給を受けていない場合は第一号に掲げる額とし、特定日の前日までの期間において調整額の支給を受けていない場合は第二号に掲げる額とする。)を加えた額とする。

一 特定日の前日におけるその者の調整額の額に相当する東京都規則で定める額(特定日の前日に調整額の支給を受けていない者については、特定日の前日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額)と、その者が特定日の前日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれか多い額のものに、特定日の前日までの期間において調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二 退職の日におけるその者の調整額の額(退職の日に調整額の支給を受けていない者については、特定日以後の期間において退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額)と、その者が特定日以後の期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれか多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

第三十八条 当分の間、特定日以後退職した場合に、退職時に義務教

(新設)

育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三
三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条の
五第二項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定
(付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合
は、当該規定)及び第六条の五第一項の規定(前条の規定の適用を
受ける場合は、同条の規定)により計算して得た額に、次に掲げる
額の合計額(特定日の前日までの期間において教職調整額の支給を
受けていない場合は、第二号に掲げる額とする。)を加えた額とす
る。

一 特定日の前日に受けていた教職調整額の額に相当する東京都
規則で定める額に特定日の前日までの期間において教職調整額
を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合
を乗じて得た額

二 退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けてい
た期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に
掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

2 前項の規定は、第六条の五第三項の規定の適用を受ける者につい
て準用する。

第三十九条 当分の間、付則第三十三条第一項に規定する者に対する

(新設)

第六条の五第三項の規定の適用については、同項中「第六条の二」
とあるのは、「付則第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第六条まで （現行のとおり）</p> <p>別表一から別表三まで （現行のとおり）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第六条まで （略）</p> <p>別表一から別表三まで （略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条（現行のとおり） 一から十四まで（現行のとおり） （削除） （削除）</p> <p>十五 特定看護分野従事手当 （削除） （削除） （削除）</p> <p>（死体取扱・解剖等業務手当）</p> <p>第三条 死体取扱・解剖等業務手当は、監察医務院その他の機関に所属する職員が、死体解剖、死体解剖補助若しくは検案その他の業務に従事したとき、又は北療育医療センター若しくは府中療育センターに勤務する職員が、死体の取扱いに従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条及び第五条（現行のとおり） （防疫等業務手当）</p> <p>第六条（現行のとおり） 一 保健所その他の機関に所属する職員が、感染症患者の検体採取、移送その他の業務に従事したとき、又は感染症病原体その他これに準ずるものに接触する業務に従事したとき。</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条（略） 一から十四まで（略）</p> <p>十五 産科医業務手当</p> <p>十六 救急医療業務手当</p> <p>十七 特定看護分野従事手当</p> <p>十八 分べん介助業務手当</p> <p>十九 新生児担当医業務手当</p> <p>（死体取扱・解剖等業務手当）</p> <p>第三条 死体取扱・解剖等業務手当は、監察医務院その他の機関に所属する職員が、死体解剖、死体解剖補助若しくは検案その他の業務に従事したとき、又は都立病院その他の機関に勤務する職員が、死体の取扱いに従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四条及び第五条（略） （防疫等業務手当）</p> <p>第六条（略） 一 都立病院その他の機関に所属する職員が、感染症患者の治療、看護その他の業務に従事したとき、感染症病原体その他これに準ずるものに接触する業務に従事したとき、又は血液透析若しくはこれに伴う業務に従事したとき。</p> <p>二及び三（略）</p>

2 (現行のとおり)

(精神神経疾患診療等業務手当)

第七条 (現行のとおり)

(削除)

一 総合精神保健福祉センター若しくは精神保健福祉センター又は保健所に所属する職員が、精神保健相談業務に従事したとき。

二 福祉保健局に所属する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項若しくは第四項又は第二十九条に規定する業務に従事したとき。

(削除)

2 (現行のとおり)

(削除)

一 前項第一号に規定する場合 従事した日一日につき百七十円

二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき二百十円(従事した回数により支給するものにあつては、一回につき千四百二十円)

(削除)

第八条から第二十一条まで (現行のとおり)

(放射線・有害物等取扱業務手当)

第二十二条 (現行のとおり)

2 (略)

(精神神経疾患診療等業務手当)

第七条 (略)

一 都立病院の閉鎖病棟に勤務する職員が、患者の看護業務に従事したとき。

二 総合精神保健福祉センター若しくは精神保健福祉センター又は保健所に所属する職員が、精神保健相談業務に従事したとき。

三 福祉保健局に所属する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項若しくは第四項又は第二十九条に規定する業務に従事したとき。

四 都立病院の精神科等に勤務する職員が、精神科夜間休日救急診療の業務に従事したとき。

2 (略)

一 前項第一号に規定する場合 従事した日一日につき四百円

二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき百七十円

三 前項第三号に規定する場合 従事した日一日につき二百十円(従事した回数により支給するものにあつては、一回につき千四百二十円)

四 前項第四号に規定する場合 従事した日一日につき五百円

第八条から第二十一条まで (略)

(放射線・有害物等取扱業務手当)

第二十二条 (略)

一 保健所その他の機関に所属する職員が、エックス線その他の放射線の操作、放射性同位元素の取扱いその他の業務に従事したとき。

二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第二十三条から第三十六条まで (現行のとおり)

(交替制勤務者等業務手当)

第三十七条 交替制勤務者等業務手当は、交替制勤務に従事する職員その他の職員が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)の規定により割り振られた正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において行われる勤務に従事したときに支給する。

(削除)

(削除)

2 前項に規定する手当の額は、一勤務につき三千九百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(削除)

一 都立病院、保健所その他の機関に所属する職員が、エックス線その他の放射線の操作、放射性同位元素の取扱いその他の業務に従事したとき。

二 (略)

2 (略)

第二十三条から第三十六条まで (略)

(交替制勤務者等業務手当)

第三十七条 交替制勤務者等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 交替制勤務に従事する職員その他の職員が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務の全部又は一部が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において行われる勤務に従事したとき。

二 都立病院その他の機関に所属する職員が、手術、診療その他の業務のために、夜間(人事委員会の承認を得て規則で定める時間をいう。第四十三条の五第一項において同じ。)に緊急登院したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

一 前項第一号に規定する場合 一勤務につき三千九百円

(削除)

第三十八条から第四十三条まで (現行のとおり)

(指導医業務手当)

第四十三条の二 指導医業務手当は、北療育医療センター又は府中療育センターに所属する職員が、東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務に従事したときに支給する。

2 (現行のとおり)

第四十三条の三 (現行のとおり)

第四十三条の四及び第四十三条の五 削除

二 前項第二号に規定する場合 一回につき一万円

第三十八条から第四十三条まで (略)

(指導医業務手当)

第四十三条の二 指導医業務手当は、都立病院その他の機関に所属する職員が、東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務に従事したときに支給する。

2 (略)

第四十三条の三 (略)

(産科医業務手当)

第四十三条の四 産科医業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 都立病院に所属する職員(人事委員会の承認を得て規則で定める者に限る。)が、分べんに係る業務に従事したとき。

二 都立病院(知事が総合周産期母子医療センターとして指定したも又は地域周産期母子医療センターとして認定したものに限る。)に所属する職員(人事委員会の承認を得て規則で定める者に限る。)が、緊急に搬送された妊産婦に対する診療業務に従事したとき。

2 前項各号に規定する場合の額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

一 前項第一号に規定する場合 一回につき一万円

二 前項第二号に規定する場合 一回につき二万円

(救急医療業務手当)

第四十三条の五 救急医療業務手当は、都立病院に所属する職員が、夜間又は休日(東京都の休日に関する条例(平成元年

(特定看護分野従事手当)

第四十三条の六 特定看護分野従事手当は、北療育医療センター又は府中療育センターに所属する職員が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なものに従事したときに支給する。

2 (現行のとおり)

第四十三条の七及び第四十三条の八 削除

東京都条例第十号)第一条第一項に掲げる日をいう。ただし、人事委員会の承認を得て規則で定める日を除く。)に救急医療に係る業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、一勤務につき二万円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(特定看護分野従事手当)

第四十三条の六 特定看護分野従事手当は、都立病院その他の機関に所属する職員が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なものに従事したときに支給する。

2 (略)

(分べん介助業務手当)

第四十三条の七 分べん介助業務手当は、都立病院に所属する職員が、分べんの介助業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した回数一回につき三千元を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(新生児担当医業務手当)

第四十三条の八 新生児担当医業務手当は、都立病院に所属する職員(人事委員会の承認を得て規則で定める者に限る。)が、新生児特定集中治療室(厚生労働大臣が別に定める施設の基準を満たすものをいう。)に入院する新生児(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第六条第五項に規定する新生児をいう。以下同じ。)に対する診療業務(入院初日の業務に限る。)に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、診療した新生児一人につき一

(支給方法)

第四十四条 職員が同一の日において第三条から第四十三条の六までに規定する二以上の業務に従事した場合は、第三条から第四十三条の六までに規定する特殊勤務手当（第五条第一項第三号及び同条第三項に規定するものを除く。）にあつては人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除き、第五条第一項第三号及び同条第三項に規定する特殊勤務手当にあつては人事委員会規則で定めるものを除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

2 (現行のとおり)

第四十五条 (現行のとおり)

万円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(支給方法)

第四十四条 職員が同一の日において第三条から前条までに規定する二以上の業務に従事した場合は、第三条から前条までに規定する特殊勤務手当（第五条第一項第三号及び同条第三項に規定するものを除く。）にあつては人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除き、第五条第一項第三号及び同条第三項に規定する特殊勤務手当にあつては人事委員会規則で定めるものを除き、最高の額のある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。

2 (略)

第四十五条 (略)

職員の定年引上げについて

～令和5年度から、定年が段階的に引き上げられます～

- ◆ 地方公務員法等の改正により、**職員の定年が2年に1歳ずつ、60歳から65歳まで段階的に引き上げられます**（令和5年4月施行）。
- ◆ 定年引上げにより、職員は61歳以降も退職することなく、定年まで働き続けることが可能です（給与は60歳時の7割水準）。
- ◆ また、定年前であっても再任用短時間勤務を可能とする制度や、61歳以降の管理職に適用される役職定年制等が導入されます。
- ◆ より詳細な内容については、都の条例・規則等の改正を踏まえ、**改めて職員の皆さんにお知らせいたします。**

定年引上げ早見表 （現行で60歳を定年とする職員の場合）

- ・ 定年引上げの対象となるのは、**令和4年度末年齢が59歳以下の職員**
- ・ 令和13年度までの間、定年等退職後に**65歳まで再任用**（フルタイム短時間）**勤務可能**

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
定年	60	61		62		63		64		65		
職員の誕生日	S37.4.2～ S38.4.1	60歳 定年				65歳						
	S38.4.2～ S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年			65歳					
	S39.4.2～ S40.4.1	58歳		60歳		62歳 定年		65歳				
	S40.4.2～ S41.4.1	57歳			60歳			63歳 定年	65歳			
	S41.4.2～ S42.4.1	56歳				60歳			64歳 定年	65歳	定年等退職後の再任用制度	
	S42.4.2～ S43.4.1	55歳					60歳					65歳 定年
	S43.4.2～ S44.4.1	54歳						60歳				

令和4年度末年齢

※ 令和6年度以降、60歳以後定年前に退職した場合、定年相当年齢まで**再任用短時間勤務可能**

- ◆ 都においては、改正法の内容や令和3年11月の定年引上げに係る労使交渉結果等を踏まえ、今後必要な条例・規則等を改正予定です。

令和3年国家公務員法・地方公務員法等改正概要（令和5年4月1日施行）

- ・ 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、以下の措置を講ずる。

定年の段階的引上げ

- ・ 定年を令和5年度から2年に1歳ずつ、**60歳から65歳まで段階的に引上げ**
 - ※ 教育職員や公営企業職員等も同様に引上げ

60歳超職員の給与

- ・ 60歳超職員の給与は、**国家公務員や民間企業との均衡等**を踏まえ、当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、**60歳時の7割水準（給与7割措置）**
 - ※ 再任用職員、会計年度任用職員、現行で65歳定年の職員等は、給与7割措置の対象外
 - ※ 退職手当は「ピーク時特例」の適用により、給与7割措置前の給料月額も踏まえて算定

再任用制度（定年前再任用短時間勤務制等）

- ・ 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人申込みにより、定年相当年齢まで短時間勤務の職に採用できる制度を導入（**定年前再任用短時間勤務制**）
- ・ 令和13年度までの間、現行の再任用制度と同様、**定年等退職後65歳まで再任用のフルタイム勤務職員又は短時間勤務職員として勤務可能**

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

- ・ 管理職（課長級以上の職員）について、60歳に達した日後の最初の4月1日までに、原則として**管理職以外の職に異動を行う制度（役職定年制）**を導入
 - ※ 公務運営に著しい支障がある場合、引き続き管理職として勤務可能な特例あり

情報提供・意思確認制度

- ・ 令和4年度から、年度末年齢59歳の職員に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入